HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	対案 臨死介護(一)
著者	吉田,敏雄
引用	北海学園大学法学研究,42(1):317-332
発行日	2006-06-30

A

Η I Π

立法提言

主題の今日的意義

setzes)

臨死介護法草案(Entwurf eines Sterbebegleitungsge-対案 臨死介護 (Alternativ-Entwurf Sterbebegleitung) 目

次

資

吉 田 敏 雄

対 案 臨死介助に関する法律の対案 臨死介護の主導目的 (対案-臨死介助 一九八六年

生命維持の医学的処置の停止、

C В

D

I Π

伝統的臨死介助専門用語の放棄

不可逆的病状経過と死の切迫性に限定しないこと

(以上本号)

北研 42 (1·317) 317

制限又は差控え

や 教授・法学博士 ハインツ・シェヒ (ミュンヘン)、

教授・法学博士 トルステン・フェレル(ボン)

協働者 教授・法学博士 ブリッタ・バネンベルク、同 ギュ

ンター・ハイネ、同 フランク・ヘッペル、同 バー

バラ・フーバー、同 ハイケ・ユング、同 ハンス・

ルント・デイター=マイアー、同へニング・ラーリーリエ、同ヴェルナー・マイホーファー、同べ

トケ、同 ルードルフ・ランギーア、同 ペーター・

リース、同 フランツ・リクリン、同 クラオス・

ラオス・ロクスィーン、同 ハンス=ルートヴィッロリンスキー、同 ディーター・レスナー、同 ク

プリンゴールム、同 ユルゲン・ヴォルター (1) ヒ・シュライバー、同 ホルスト・シューラー=シュ

研究員 ドゥンヤ・ラオテンシュレーガー、 (3) 教授・医学博士 マンフレート・クライバー、

協力者

牧師 ウルリッヒ・リリー、(4)

教授・医学博士 ハインツ・ミヒャエル・ロイック(5)(6)

立法提言

H

I 対案 臨死介護

第二一四条 生命維持処置の停止、制限又は差控え

に当たる場合、違法行為をするものではない、(1) 生命維持処置を停止、制限又は差控える者は、次の各号

1 本人がこれを明白且つ真摯に要求しているか、又は

面による患者指図において命令したか、又は2 本人がこれを、その承諾無能力の場合に備えた有効な書

を拒否すると考えられうる、又は本人はその疾病の態様、期間及び経過に鑑み、この治療関する意思表示ができず、信頼のおける根拠に基づき、3 本人が、医師の認識によると治療の受け入れ又は継続に

見込みがないことに鑑み、医師の認識によると、生命維4 死が切迫しているときに、本人の苦痛の状態及び治療の

にも準用する。
② 前項は、本人の状態が自由答責の自殺未遂に基づく場合

持処置の受け入れ又は継続がもはや適切でない場合。

一一四条 a 苦痛緩和の処置

医師として又は医師からの授権により、死病者に、その明

きない且つ意図しない副作用として、 に則って、 白な承諾があるか又は有効な書面による患者指図におい のための処置を執る者は、そのことにより、 示された意思に基づき、又は推定的承諾により、 違法に行為するものではない。 重い、他の方法では除去できない苦痛状態の緩和 死の時期が早められ 避けることので 医学の規定 7 表

第二一五条 自殺の不阻止

- (1)とき、 他人の自殺を阻止しない、 明された又は諸事情から認識可能な判断に基づいている 救助しない者は、 違法に行為するものではない。 自殺が自由答責且つ真摯の、 又は、 他人をその自殺未遂後 明白に
- (2)かかる判断から特に出立してはならないのは、 八歳未満であるか、 第二一条に対応して害されている場合である。 その自由な意思決定が刑法典第二〇 他人が
- (3)前項の排除事由が存在しない限り、 由答責の自殺は排除されない。 死病者においても自

第二一五条a 利益追求からの自殺支援

他人の自殺を利益追求 から支援する者は、 五年以下の自由

刑又は罰金刑に処する。 嘱託殺人

(改正せず)

- (1)被殺者の明白且つ真摯の嘱託によりこの者を殺したる者 六月以上五年以下の自由刑に処する。
- (2)未遂は罰する。

II臨死介護法草案

第一条 鎮痛療法の記録義務

(1)

- 経過、 死病者にその明白な又は推定的承諾があって、 剤 の方法では除去できない苦痛状態を緩和するために、 した痛みの感覚を書面に記録しなければならない。 剤を使用する医師又は医師からの授権のある者は、 特に、 特に、 致死の副作用のありうる麻酔剤、 薬剤の投薬法、 用量、 並びに、 患者が表明 鎮痛 重 77 鎮静 治療 薬 他
- 場合、 もう一人の医師と相談し、その意見を書面に記

(2)

用量が非常に多い場合、

又は、

異常に大きくなって

レン

- 第二条 (3)麻酔剤法第一七条の定める記録義務はそのままとする。 しなければならない。 生命維持処置を執らない場合と医師支援の自殺の場 合の記録義務
- (1)医師として又は医師からの授権ある者が生命維持処

第三条 秩序違反

秩序違反行為をしたものである。 (1) 故意又は過失で前二条の定める義務に違反したる者は、

② 秩序違反は二万五千ユーロ以下の過料に処する。

第四条 医師による自殺支援

性を尽くした後、自殺の幇助をすることが許される。 い且つ不治の苦痛を回避するためのあらゆる治療の可能① 医師は、死病者の明白且つ真摯な嘱託に応じて、耐え難

医師を紹介するべきである。 明白な希望に応じて、できるだけ、その用意のある別の② 医師にはこうした支援の義務はないが、しかし、患者の

A 主題の今日的意義

臨死介助(Sterbehilfe)という主題はここ数年異常なほど

のが、二〇〇五年春に起きたアメリカの醒覚昏睡 者の不処罰の積極的臨死介助への権利を否定したのである。 たからである、 高まったのは、 で制定された条項が要求されたりもする。こういった要求が 性をいかなる犠牲を払ってでも濫用しかねないこと、このこ 動機がある。 社会的論議の対象となっている。 大変な憂慮の念をもって、 アン・プリティの事件、この事件では、 めの後見裁判所の管轄についてのフランクフルトの「昏睡 応える医師の権能、つまり、二〇〇二年にオランダとベルギー ると喧伝され、その代わりに、死病患者の真摯な殺害嘱託 めた時点に自殺によって終止符をおきたいと望む者もいる。 への不安でいっぱいになる者がいる。 とを恐れる者が多数いるのである。長期の苦痛に満ちた病気 への権利が要求されている。その背後には、 まれた国際的な安楽死運動によって担われて、 部では、それどころか、嘱託殺人の可罰性が非人道的であ 判決」、あるいは、 医師が延命のために現代集中治療の技術的可能 例えば、生命維持処置を停止させる許可のた 臨死介助の領域での耳目を集める報道があっ 筋萎縮性側索硬化症を患っていたダイ 全世界の多くの人々の注目集めた アングロサクソン諸国で生 自分の生命を自分の定 欧州人権裁判所は患 きわめて様々な 尊厳のある死 (Wach

の許容性を無視する試みが為されたのである。場合、政治的手段で、いくつかの裁判で確認された治療制限koma)患者テリー・シャイヴォの死の道具化である。彼女の

る。 担当官草案を発表した。刑法上の問題には、この草案が法律 この法律の隙間、 持の義務から解放し、それどころか、 との不安が患者の自律性と医師の良心判断の妨げとなってい となった場合ですら依然として明確な法規定が欠けているの 域でごく最近までまったく活動してこなかった立法者の自制 されているのである。 侵襲を許すのかに関する明確な法律の規定がないのである。 になるなどとは考えられなかった時代に制定されたのであ 能を長期にわたって人工的に維持することがいつの日か可能 日に三回目の世話法 (Das Betreuungsrecht) 改正法のための 的態度である。 わる犯罪) 多くの場合に、 刑法典に含まれている生命保護に関する規定 の一般の人々の関心とはまったく対照的なのが、この領 したがって、例外的に、どういう場合に、 は、 それでも、 死病の運命に対抗し、 ここから生ずる法的不安定性が昔から慨嘆 刑事手続きに巻き込まれるのではない 連邦司法省は二〇〇四年一一月五 しかも、 医師に生命を短縮する 医師を生命維 個々の身体機 (殺害に関 か

> る。 近の決定、不治の病人における治療中止についての一九九四(エ) 年七月四日の第三刑事部の判決の射程距離に関する争い意識喪失の自殺患者に対する医師の義務についての一九 論から分かる、すなわち、消極的臨死介助における患者指図 裁判によって明確化を試みた。 年九月一三日の第一刑事部の判決の射程距離に関する争 る二〇〇三年三月一七日の連邦裁判所第一二民事部のごく最 ウィルに相当する-訳者注)と後見裁判所の許可の問題に関す のあるものではなかった。 (Patientenverfügung・英米法圏で用いられるリヴィング 判例は、 なるほど、 重要な基本問題における若干の指導 それは以下の繰り返され しかし、結局、 それは説得力 7 八四 る議 が あ 的

題を解明することになった。この研究班はその成果を二〇〇 ける患者自律性」を設立し、 員会の若干の重要な起動的努力が行われ、 クラオス・クッツァーを長として特に患者指図の拘束性の問 論争問題の立法的明確化を求めるところにほぼ帰着した。 よび審級裁判所の法的不安定性のために、 ここから、そして、 |邦司法省は二〇〇三年秋に学際研究班 国際的議論から生じた、 連邦裁判所首席裁判官 それは中心となる 最近、 「生命の終焉にお 医師、 異な (退官) 患者お た委

学的介護にもっと法的安定性をという希望にきちんと応える 図による自己決定に対する意見を表明したが、 が刷新された。二〇〇五年七月には、 題に分けて扱い、民事法と刑事法の補充立法についての五つ 報告を提出したが、この主題のほぼすべての側面を二九の命 よって実現されるところとなった。二〇〇四年四月に、(5) 法の立法提言も行い、その民事法の勧告は間もなく立法者に法の立法提言も行い、その民事法の勧告は間もなく立法者に 今度こそさまざまな提言を取り上げ、 年に根本的に改定された臨死介護に関する連邦医師会の原則 の制限を勧告するものだった。同じ二〇〇四年に、 アンケート ―― 委員会「現代医学の倫理と法」は「患者指図」 ンラント=プファルツ州の生命倫理 四年六月に公開し、臨死介助の問題についての民事法、 る起動的努力が行われていたのであるが、それは、 ことである。 するものではなかった。今、望まれるべきことは、 に関する中間報告を発表したが、それは患者指図の射程距離 の勧告を含んでいる。二〇〇四年九月に、 と臨死介護(Sterbehilfe und Sterbebegleitung)」に関する 委員会とは異なり、これを一定段階の疾病に制限 というのは、 もう一九八〇年代中頃に、 生命の最期における医 国倫理審議会が患者指 — 委員会が ドイツ連邦議会の それは、 「臨死 立法者が 当時、 一九九八 対応す ライ アン 介助 刑 玉 事

見合わされたからである。 (3)の今後の展開を見極める必要があるといった観点から、一時会審議の前段階で、未解明の多くの問題があること及び判例

対案 立法手続きに乗せるよう」提案したのである。(ヨ) 対 案 消極的臨死介助及び間接的臨死介助に関しては大多数の者か ある。この立法提言は第五六回ドイツ法曹大会によって上述(ミュ) 員会が、「一九八六年の方向性を示す臨死介助に関する法律の られた。最後に、ラインラント=プファルツ州生命(ミタ) 針を立てる助けになる」と評価されたのである。 ら「医師にとっては判断の助けになり、 の理由からなるほど立法者には勧告されなかったが、しかし、 授陣から成る研究班が一九八六年に公表した臨死介助法案で 護義務及び刑法第三二三条cの定める救助義務に関しても、 (AE-Sterbehilfe) だったのであり、これは、 当時、 (対案 —— 臨死介助) 臨死介助第二一五条の掲げる基準線が正しいと考え 国会審議の中心に位置したのが、 を取り上げ、 法実務にとっては方 若干の修正を加えて 対案 刑法と医学の教 保障人の救 倫理 臨死 介助 委

当時の提言を活性化し、継続させようとするものであるが、あり、新しい草案(対案 ―― 臨死介護)の筆者らの視点から下記の論述は、こういった提起への答えと理解されるので

ことになる。 これまでの判例、 学問及び立法の発展が考慮される

В 助 臨死介助に関する法律の対案 一九八六年) (対**案** 臨死介

Der Sterbehilfe (AE-Sterbehilfe 1986) Alternativentwurf eines Gesetzes

八六年の対案 六人の刑法教師及び六人の医学教授が協働作成した一九 ――臨死介助は以下のようなものだった。

第二一四条 生命維持処置の中止又は差控え

1 (1)生命維持処置を中止するか又は差控える者は、 本人がこれを明白且つ真摯に要求しているか、 に当たる場合、違法行為をするものではない、 又は 次の各号

2 本人が医師の認識によると不可逆的に意識を失ったか、

識が生じないか、又は、

又は、

きわめて重い障害のある新生児の場合、決して意

3 のおける根拠に基づき、本人が、その見込みのない苦痛 本人が、それ以外に、医師の認識によると、治療の受け 、れ又は継続に関する意思表示が永続的にできず、

> 状態の期間及び経過、 この治療を拒否すると考えられうる、又は、 特に、死が切迫していることに鑑

(2)4 見込みがないことに鑑み、医師の認識によると、 前項は、 持処置の受け入れまたは継続がもはや適切でない場合。 死が切迫しているときに、本人の苦痛の状態及び治癒の 本人の状態が自殺未遂に基づく場合にも準用す 生命維

第二一四条a 苦痛緩和の処置

る。

ても、違法に行為するものではない。 白な又は推定的承諾を得て、重い、他の方法では除去できな 回避できない副作用として死の時点が早められる場合であっ い苦痛状態を緩和するための処置を執る者は、それによって、 医師として又は医師からの授権により、死病者に、 その明

第二一五条 自殺の不阻止

(1)他人の自殺を阻止しない者は、自殺が自由答責の、 断に基づくとき、 に表明されたか、又は、 違法に行為するものではない。 諸事情から認識可能な真摯な判 明白

かかる判断から出立してはならないのは、 典第二○条、第二一条に対応して害されている場合であ 一八歳未満であるか、又は、その自由な意思決定が刑法 特に、 他 人が

(2)

第一 る。

一六条 嘱託殺人

(1)被殺者の明白且つ真摯な要求によりこの者を殺したる者 六月以上五年以下の自由刑に処する。

(2)項の前提要件の下に刑を免除することができる。 処置によっては除去又は緩和できないとき、 痛状態を消去することに役立ち、 殺害が、本人によってはもはや耐え難いきわめて重 しかも、これが、 裁判所は前 他の び苦

(3)未遂は罰する。

C

対案

臨死介護 (Sterbebegleitung) の主導目的

び積極的安楽死の完全な拒絶に関してそうである。具体的に は いわゆる間接的臨死介助の精密化、 点につき、拡大又は修正されるにすぎない、特に、患者指図' 重要な指導思想は依然として正しいのであり、以下、 先に発表された対案 以下の関心事が問題となる --- 臨死介助 (AE-Sterbehilfe) の最も 医師支援の自殺の尊重及 若干の

判断能力のある患者の自己決定権は憲法上の地位を有し

断能力をつけるべきなのである。 師としては、情報提供と助言により、患者に自己答責の判 文)、基本的に医師によっても尊重されるべきである、 医 ており(基本法第一条第一項、第二条第一項、 第二項一

死に瀕している者の最善の治療は、医学的に可能な、規準 の時点が早められる場合でもそうである。 のであり、このことにより、意図しない副作用として、死 どおり(lege artis)に行われる苦痛緩和一切を包含する

生命維持の処置の停止、制限及び差控えは 逆性とかは問題とならない。 に依存する。そこでは、死の切迫性とか病気の経過の不可 白な、推定的な、又は、患者指図によって定められた意思 た処置の開始やその他一切の医療と同じく ――こうい 本人の明

自殺の決断を刑法が尊重しなければならない 自由な自殺及び訴えかけの又は絶望からの自殺)。 少年の場合や、精神病者又は短絡行為の場合は異なる(不 ときであるが(いわゆる精算自殺つまり衡量自殺)、子供、 が、自由に答責的であり且つ真摯な判断に基づいている いのは、 そ n

死病者の医師支援の自殺は刑法上も身分法上も非認され

利益追求から出た自殺幇助は当罰的で

るべきでないが、

ある。

ける堤防決壊の危険性の故に、そして又、濫用の恐れ 嘱託殺人は、他人の生命の不可侵性の故に、生命保護に るが故に、 依然として無限定に可罰的である。 があ な

ためには、 したがって、 は、普通は、少なくとも医師と事前に相談する必要があろう。 致しない治療の故に存在する可罰性の危険を排除するために するものではない。 医学的専門知識を要する諸前提要件の認定と結びついている まず先にこの人的範囲に関係している、 が詳しく限定されていなくとも(……したる「者」)、規定は 特別の事情しか考慮されないのである。 およそ不処罰の臨死介助を行いえないのだということを意味 からである。このことは、 のように、生命短縮の臨死介助の許容性は、たいていの場合、 縮性側索硬化症に罹っている患者の夫が、 から授権された者に向けられている。 ラーフェンスブルク地方裁判所の裁判例のような 臨死介護は、 第三者が単独答責で行う診療制限が許容される しかし、傷害に関しても医学の規準に合 第三者が、特に、患者の親族が、 部であるが、 それというのも周知 この事件では、 明白に、 しかし、 妻の事前の明白な 宛先の範囲 医師及び医 筋萎

案

ものだった。 且つ心に迫る願望に応えて呼吸器のスイッチを切ったという

ち 統 ようやく正当化の働きを有するのか、又は、 絶の場合には、実際妥当性を有する。 助罪の廉で処罰される恐れもないということである。 定性に関連して、決定的なことは、ここに記された処置に対 排除の働きを有するのかということが重要なのではない。対 して正当防衛権は存在せず、 自由を保護するのではない構成要件では正当化の働きをも な支配的理解に合致している、 対案 一的に正当化事由として構想されている。 そして、 臨死介護がすべての関係者にもたらそうとする法的安 臨死介護の定める診療方法と診療制限 直接の死の段階における無意味な延命処置の拒 刑法第三二三条cの定める不救 つまり、 しかし、究極のところ、 承諾は、 すでに構成要件 これは次のよう 特殊に意思 の許容性は

生命維持の医学的処置の停止、 制限又は差控え

D

ゆる「消極的」臨死介助には、 き承認されるというところから生ずる。 いうものが臨死介助の基本的に許容される手段として引き続 この事例群の特殊の意義というのは、 現代医学の生命維持の可能性 さらに、 (継続) 診療の放棄と 従来の い

が 鎮痛療法の進歩に鑑み限られた適用領域しか残らないだろう(%) られる。このことが特にいえるのは、 されてはならない。 を挑発しているのである。 の射程距離と実践可能性を考えるにあたって、 枠条件が不十分であることが積極的臨死介助の解禁への要請 と考えられるからである。 に執着し、いわゆる間接的臨死介助の事例には、 ますます広くなっているが故に、 この関連は、 他方で、 重要な実践的意味が与え 診療制限に対する法的外 積極的臨死介助の禁止 許容される診療制限 視野からはず 他でもなく

如何に正しかったかということである。多くの者の予期に反 0 なくならなかった。 賛に値するが、そのことで立法による規制の必要性は決して ると警告を発していた医師たちも、 もっと明確な答え」を出そうとする判例の努力はまったく賞 することなのだが、 めに法的明確性を整えるという対案 ―― 臨死介助の関心事が 白々に分かることは、すべての関係者、 ための明確な法的基礎を望んでいる。 て自分たちの行為を法制化し、 今日、 さまざまな委員会が公にしている規制案から 当時なお、 臨死介助に関する「もっと適切なそして 生命と死の間の境界領域にお 限定することは不必要であ 今日では、 特に患者と医師 臨死介助処置 明々 の た

伝統的臨死介助専門用語の放棄

Ι

に、 故、 い」基礎処置(Basisversorgung)に入れられるべきか、それ は言わず、 処置方法への移行が問題となっていることを明白にするため 止を恐れるに及ばないこと、恢復可能な処置方法から待期的 bruch)」に対する正当な異論が見られる。 と誤解されかねない 解の相違があるのである。医師の視点からも、患者によって、 これに加えて、 言われなき自制的態度がとられることに繋がったのである。 すでに開始された生命維持処置の ついているとの医師に深く根付いている観念連合によって、 されると思われていたこと、ないし、積極性は可罰性と結び 本的に許される) ることの理由の一つは、 一切の診療形態の放棄、それ故、 に見える区別にある。 許される診療制限の範囲に関して不安定な状態が続い 決して中止することが許されないのか、これに関して見 医師会の原則は比較的前から消極的臨死介助ということ 治療制限と治療目的の変更という概念を用い、 いかなる処置が患者のいわゆる「放棄できな 消極的臨死介助というまったく自然主義的 「消極性 消極的臨死介助はただの不作為に限定 (禁止された) (Passivität)」と「中山 死の特別に苦痛のある形態 (積極的) 積極的臨死介助と 患者には処置の中 停止又は制限に 7 医

ている。34 師に基礎看護 (Basisbetreuung) の義務のあることを強調

ŋ

要があるとの説明を歓迎するものである。 従来の概念を放棄し、 連邦司法省の研究班が提案した、 ことが注目に値する。本研究班は、 命維持処置の中止又は差控え」という表現で輪郭付けてい される それ故、 刑の免除事由の規定、 診療制限の領域を包括的且つ同時に一義的な、「生 対 臨死介助第二一 及び、医師の侵襲の一切に承諾の必 1号から4号の前提要件の下で許 刑法草案第二一六条第三項 四条が この点でほぼ一致する、 まったく意識 的 た に

は、 せたりしてはならないといった、 入れられないのである。人を飢えで死なせたり、渇きで死な ていない民事判例に鑑み、強く注意を促さねばならないこと(32) 分と栄養補給も患者の指図をはじめから免れる基礎処置には を必要とする侵襲 人工栄養補給が死に瀕している者の重い負担に繋がりかね 継続)使用したりすることは、 この点で必ずしも望ましいとはいえるほど明白且つ徹底し 特に、人工的水分・栄養補給のためにヅンデを用いたり、 連邦医師会の原則で取り上げられ (Eingriffe) であるということである。 ⁽⁴⁾ 常に患者の意思による正当化 部の論議を呼ぶ警告は、 た事例、 すなわち、 水

> う認識はいまだ普遍的に承認されるにいたっていない。 ず、したがって、 特殊な状況の例外事例は別として―― にそぐわない(タシ) かりでなく、すでにその開始、 違って、生命維持処置の停止が先ずそうでありそしてそれ 化を要するのは、 るばかりか、すでに、 することがすでに開始された医療を制限するための基礎とな 補給に賛同することに帰着する。患者自律性を包括的に尊重 認めないなら、それはとりわけ、この国の法秩序 認識していない。 医学的視点からも反適応となりかねない事例を正しく 栄養と水分の補給に関する決定権を患者に いまだ一般的に認められる思考様式とは 飢えと渇きの感覚を鎮めることとは異な 治療開始の許容性に意味を有するとい 継続もそうである。(サイ) 強制栄養 少数の 正当

礎処置なるものは存在しえない。それ故、基礎処置の既急⁽⁵⁾ 使用は、 提案し、その際、患者が看護的処置(例えば、基礎処置という方法は患者指図によって排除) に 小限の待期医療的且つ看護的処置を説明する目的がある場合 のみ限定されるべきであろう。 周知のごとく、 生命維持処置の制限の場合でも保証されるべ すべての医師による侵襲は患者の(推定的) アンケート できないことを 清拭すること)

を拒否したごく稀な事例を念頭においている限りで、(タイ) ちに思いやりのある言動によって規制されうるのである。 ているのであり、これは、 無視してもかまわないことに、 限定問題及び誤解と釣り合いが取れなくなる。次いでながら、 礎処置の の事態を 研究班員の見解によると、 目分自身のあるいは他人への健康上の危険 を回避するために、 (刑)法で規制するようなことをすれば、特に、 一般的自由処分不可能性の考えによって挑発される 規制を要しない事態が問題となっ 看護師や医師が基礎処置の拒否を 待期的医療において、短期間のう 疑問はない。 (例えば、伝染の 本対案 基 ح

不可逆的病状経過と死の切迫性に限定しないこと

の病の患者への(望んでいると推定される)治療打ち切りは 階に限定した後で(「死に際しての支援(Hilfe 的臨死介助の概念と許容性を先ず致死の病気の直接的最終段 まちまちに判断されている問題と関係する。 性と病状経過の不可逆性といったものが診療制限の不処罰に 対して如何なる意味をもたせるべきかといった、依然として ·確にする必要があると本研究班が考えたのは、死の切迫 連邦裁判所第一刑事部は、ケンプテン事件で、不治 刑事判例が消極 beim Ster

> のである。 (48) ということに係るのであると。 さらに、「最終的確実性」をもって認定されなければならない 者の意思が重要であるか否かは、「その基礎疾患 leiden) が不可逆的死の経過をとった」こと、そして、それが あった。こう言うのである、患者指図において表明された患 例外的に」死の事象が始まる前であっても可能だと判断した 最後に混乱の原因を造ったのは第一二民事部で (Grund

して、 のは、 努力は患者の意思とは関係なく中止してもかまわないのであ おいて、医者の目からはもはや適正とは言えない生命維持の に際しての支援」の場合だけであり、そこでは、最終段階に の認識可能性とも一致しえないのである。 (下記DⅥ参照)。 しかし、この種の限定は患者の包括的自己決定権とも医師 対案-直接的死の切迫性と見込みのない予後が意味を有する 臨死介護第二一四条第一項四号の定める「死 専断的判断規準と

者の自律性というのは、 推定的意思に専ら従って方向づけられるのである。もちろん、 に結び付けることができるし、そうするだろう。 患者の多くは診療制限の希望を疾病の不可逆性と死の切迫性 この事例群のほかは、 治療の範囲は患者の明白な意思又は 一切の治療、したがって、医師の目 しかし、

研究班及び国倫理審議会は患者の意思が無制限に優先するこ⑸

臨死介護第二一四条第一

項一

号、

連邦司法省

とに何らの疑問も抱いていないが、

生命倫理

——委員会委員

ても、 もいるのである。 働きかけをしなければならない。しかし、時に見かける実務、 れたいために、 苦痛に満ちた死の経過 とはいえようが、しかし、例えば、 否は尊重されねばならない。これらの事例は、なるほど、希 え、精神科医に紹介することは誤りである。 を有する患者をただそれだけの理由で承諾能力に欠けると考 つまり、 ならず、場合によっては、 あって、医学的に可能なことの説明に特別の注意を払わねば は性急にこういった診療の拒否に甘んじてはならないので からは適正であり、 イエホヴァの証人)、あるいは、長期のそして場合によっては 意思形成がもはやできないとの**具体的**根拠が欠如していると 詳細な説明と相談に乗ってもらった上での患者の治療拒 それを拒絶する権利を含むのである。もとより、医師・(5) 医師の目からは「反理性的」と思える非診療の希望 治癒可能な治療に自ら閉ざすことのできる人 (例えば、 患者にその判断を考え直すような 筋萎縮性側索硬化症)を免 宗教的理由から(例えば、 患者には自律的

恢復を約束する処置の開始、 継続であっ 1 4

言うとき、それは少なくとも誤解を招くのである。 ことはまったく明白である。 療にもかかわらず、医師の見立てによると死に到るであろう ろか、アンケート ---進展から不可逆的に間もなく死に到る者」にだけ許されると 長が一般的に、「安楽死の処置」は く論ずることにする。 不可逆的基礎疾患に制限することに賛成していること、この 委員会が、患者指図の射程距離を、医 この点について、以下で、詳し 「瀕死者、及び、 それどこ 病状歴の

- 班の構成員である(代案 ―― 教授)。 執筆者はドイツ、 オーストリア及びスイスの刑法教師研究
- (2)ハレ/ヴィッテンベルク大学法医学研究所所長
- 3 ンス・リーリエ ハレ/ヴィッテンベルク大学法学部、講座 教授 博士

ハ

- 福音派神学者、デュッセルドルフ福音派病院ホスピス施設長
- (5)オイスキルヒェン・マリーエン病院麻酔及び手術集中治療医 学主任医師
- 6 は本基金に会議のための旅行費用支給に感謝申し上げる)。 ザクセン=アンハルト州法治国基金の支援を受けた(研究班
- Näher dazu u. a. Lindemann ZStW 117 (2005), 208ff. Reuter, Die gesetzliche Regelung der aktiven Sterbehilfe

- (∞) So u. a. Focus 31/1998 und BILD v. 21.7.1998 über OLG Frankfurt NJW 1998, 2747.
- (๑) EGMR NJW 2002, 2851.
- (10) 入手可能、特に、www.aem-online.de/main.htm. 二〇〇五年二月二四日の報道機関向けの発表によると、チュープリース司法大臣は本草案を撤回した、それというのも周知のごと究班立法提案として提出ということで、与党会派との了解が成立したからである(s. www.patientenverfuegung.de/pv/detail.php?uid=308 sowie *Frankfurter Allgemeine Zeitung* vom 8.3.2005, S.38)。
- (二) BGHZ 154, 205 = BGH NJW 2003, 1588 = NStZ 2003, 457; vgl. jetzt den RefE eines 3. Betr. ÄndG (Fn 10).
- (2) BGHSt 40, 257 (Kemptener Fall); offene Fragen u. a. bei Schöch, in: Weigend/Küpper (Hrsg.), Festschrift für H. J. Hirsch, Berlin 1999, S.693-712; ders. NStZ 1995, 153-157; Verrel MedR 1997, 248-250.

- (2) BGHSt 32, 367 (Fall Dr. Wittig); kritisch dazu u. a. *Roxin*, Zur strafrechtlichen Behandlung der Sterbehilfe, in: Roxin/Schroth, Medizinstrafrecht, 2. Aufl. 2001, S.100f., 112f.; Schönke/Schröder/*Eser*, Strafgesetzbuch, Kommentar, München 2001, 26. Aufl., Vor. §§211ff. Rn 42f. m. w. N.
- (当) BMJ-Arbeitsgruppe Patientenautonomie am Lebensende, Bericht v. 10.6.2004, http://www.bmj.de/media/archive/695.pdf.
- (5) Betr. ÄndG.
- (\(\text{\tint{\text{\tin}\text{\tet
- (\(\Sigma\)) Enquete-Kommission Ethik und Recht der modernen Medizin, BT-Drucksache 15/3700 vom 13.9.2004.
- (☎) Grundsätze der Bundesärztekammer zur Sterbebegleitung, Deutsches Ärzteblatt, Heft 19 v. 7.5.2004.
- (2) Patientenverfägung Ein Instrument der Selbstbestimmung (s. www.ethikrat.org/stellungnahmen/stellungnahmen.html).
- (\approx) Vgl. Ständige Deputation des Deutschen Juristentages (Hrsg.), Sitzungsbericht M über die Verhandlungen der strafrechtlichen Abteilung am 10. und 11.9.1986 zum 56.

stimmung«, München 1986, sowie das Gutachten D zum 56 hältnis zwischen Lebenserhaltungspflicht und Selbstbe-»Recht auf den eigenen Tod? Strafrecht im Spannungsver Deutschen Juristentag (DJT) in Berlin über das Thema: DJT von *Otto*, Recht auf den eigenen Tod?, München 1986,

- (ন) Alternativentwurf eines Gesetzes über Sterbehilfe (AEbeiter, vorgelegt von Baumann u. a., Stuugart, New York en des Strafrechts und der Medizin sowie ihrer Mitar-Sterbehilfe), Entwurf eines Arbeitskreises von Professor
- (2) Außer dem Absehen von Strafe bei der Tötung auf zustandes gemäß §216 II AE-Sterbehilfe (Fn 21), vgl. DJT Verlangen zur Beendigung eines unerträglichen Leidens (Fn 20), M 193
- (원) DJT (Fn 20), M 192, 194
- (선) Bioethik-Kommission (Fn 16), S.128
- (2) AE-Sterbehilfe (Fn 21), S.3; vgl. dazu H.-L. Schreiber NStZ 1986, 343ff.; Schönke/Schröder/Eser, Vor §§211ff. Rn 32b; Schöch ZRP 1986, 237.
- (%) LG Ravensburg NStZ 1987, 229
- (\mathfrak{T}) H.-L. Schreiber, in: Ebert/Roxin/Rieß/Wahle (Hrsg.), Festschrift für Hanack, Berlin 1999, S.735-744
- (∞) Näher dazu u. E. I.

- (\mathbb{Q}) Vgl. Kutzer ZRP 2003, 212
- (ℜ) AE-Sterbehilfe (Fn 21), S.3; vgl. zur Bedeutung gesetzli in: Jung/H. W. Schreiber (Hrsg.), Arzt und Patient zwis cher Regelungen in medizinischen Grenzbereichen Jung chen Therapie und Recht, Stuugart 1981, 189ff.
- (전) Hirsch, in: Küper (Hrsg.), Festschrift für Lackner, Berlin 1987, S.615f.; auch Schöch, Festschrift für H. J. Hirsch, S
- (\mathfrak{S}) Sehr deutlich insoweit die Ergebnisse einer von *Weber* u a. (Deutsches Ärzteblatt 2001, 98, Heft 48 A 3184-3188) auch Kutzer, in: May/Geißendörfer/Simon/Strätling durchgeführten Ärztebefragung in Rheinland-Pfalz; vgl bedarf?, Münster u. a. 2002, S.22f. (Hrsg), Passive Sterbehilfe: Besteht gesetzlicher Regelungs
- (\(\mathref{\mathred{C}}\)) Martin ZRP 2004, 171.
- (중) Beleites Deutsches Ärzteblatt 95, Heft 39, B 1851f.; vgl auch H.-L. Schreiber, Festschrift für Rudolphi, S.543f. ders. MedKlin 2005, 432
- (55) AE-Sterbehilfe (Fn 21), S.4, 13f
- (36)しかし、完全な治療中止が問題となっているのではなく、待 期的 —— 医学的処置への治療目的変更が問題となっているこ とを明確にするために、「中止(Abbruch)」という概念はも はや用いられるべきではあるまい。
- (3)BMJ-Arbeitsgruppe (Fn 14), S.50:「生命維持の医学的処置

- の差控え及び停止」
- (%) BMJ-Arbeitsgruppe (Fn 14), S.6f.
- (\mathfrak{R}) OLG München NJW 2003, 1744; zuvor LG Traunstein NJW-RR 2003, 221.
- (4) Insoweit erfreulich klar der XII. Zivilsenat des BGH NStZ 2003; ebenso BMJ-Arbeitsgruppe (Fn 14), S.7; Bioethik-Kommission (Fn 16), S.14, 23; Nationaler Ethikrat (Fn 19), S.9.
- (年) So etwa der Neurologe *Zieger* vom Verband Schädel-Hirnpatienten laut *Frankfurter Rundschau* vom 22.7.1998; ähnlich *Laufs* NJW 1998, 3400.
- 養補給が可能である。 囲が認められ、ハンガーストライキを行う受刑者への強制栄(犯)例えば、行刑法第一〇一条によると、医師による広い裁量範
- 32) Vgl. *Taupitz*, Gutachten A zum 63. DJT in Leipzig, A 18ff.; *Hufen* NJW 2001, 853; *Lipp* FamRZ 2004, 318; Nationaler Ethikrat (Fn 19), S.12.
- とは思わない。

 く専断的生命維持のはらむ問題に意見を表明する必要があるの関心事にかんがみ、本研究班は、(医師)の良心判断に基づ4) 許される安楽死のための法的枠組みを画するという本草案
- (4) Missverständlich Mertin ZRP 2004, 171
- F) Enquete-Kommission (Fn 17), S.38.
- (47)この指摘は委員会提案の理由書には見出されないのであり、

- なかった処置の不処罰について、s. BGH NStZ 1983, 117.(S.63, 68)。承諾能力のある病人の希望に応じて保障人が行わ付録に収められた若干の特別意見のなかにやっと見出される
- (\text{\pi}) BGHSt 40, 257; n\text{\text{aher zur Entwicklung Holzhauer ZRP}} 2004, 42.
- (4) BGH NStZ 2003, 477 LS 1 sowie 478
- (5) Statt vieler Roxin (Fn 13), S.100
- (运) BMJ-Arbeitsgruppe (Fn 14), S.7, 42, 45f
- (S) Nationaler Ethikrat (Fn 19), S.11, 16ff., 30ff.
- (33) Mertin ZRP 2004, 171 a. E.
- (5) Enquete-Kommission (Fn 17), S.38

[訳者の付記] 本拙訳は、"Alternativ-Entwurf Sterbebe-gleitung (AE-StB)", in: Goltdammer's Archiv für Strafrecht, 10/2005, S.553-586を翻訳したものです。翻訳にあたっては、ハインツ・シェヒ教授(Prof. Dr. Heinz Schöch an der Universität München)、ユルゲン・ヴォルター教授(Prof. Dr. Jürgen Wolter an der Universität Mannheim)及びヒューティヒ・イェーレ・レーム出版社(Hüthig-Jehle-Rehm-Verlag)のご承諾をいただきました。ここに、そのご厚意にたいして心より感謝申し上げます。なお、読者の理解を容易にする意図から、本文の論議を踏まえた上で提言される原著最終節H「立法提言」に掲載されているIで対案――臨死介護」及びⅡ「臨死介護法草案」を本翻訳の冒頭におきました。